

景観まちづくり計画一部改定の概要（平成 24 年 4 月改定）

新宿区は、景観法に基づく「新宿区景観まちづくり計画」（平成 21 年 4 月施行）を策定し、まちの記憶をいかした「美しい新宿」をつくることを目標に、良好な景観の形成に取り組んでいます。計画では、既に広域的な景観形成がなされている地区や景観上の特性が周囲と異なり特に良好な景観形成が必要とされている地区、まちづくりが先進的に行われ将来イメージが共有されている地区などを「地域の景観特性に基づく区分地区」に指定していくことで、地域特性をいかした景観形成を進めています。

今回の一部改定では、新宿区景観まちづくり計画における区分地区「粋なまち神楽坂地区」の対象範囲の拡大を行いました。改定した「新宿区景観まちづくり計画」は、平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

区分地区「粋なまち神楽坂地区」の対象範囲の拡大

(1) 概要

区分地区「粋なまち神楽坂地区」は、対象範囲を神楽坂三丁目、神楽坂四丁目及び神楽坂五丁目各地内としています。この対象範囲に神楽坂通り地区を追加拡大します。区分地区名は、現行と同様に「粋なまち神楽坂地区」とします。

(2) 区分地区の対象範囲

図表 1 『「粋なまち神楽坂地区」の対象範囲拡充部分』のとおり、区分地区の対象範囲を「神楽坂三丁目、神楽坂四丁目及び神楽坂五丁目各地内の範囲」に「神楽坂通り地区」を追加拡大します。

(3) 景観形成方針と景観形成基準

「粋なまち神楽坂地区」の景観形成方針と景観形成基準については、現行内容からの変更はありません。



図表 1 「粋なまち神楽坂地区」の対象範囲拡大部分